

第 20 章 金融に関する国際的な議論

2008 年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008 年 11 月に第 1 回 G20 首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20 や F S B をはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	
米州				ルクセンブルク		○		国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行 (BIS)		○	
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○	○	国際通貨基金 (IMF)		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB)	○	○	○	世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○					経済協力開発機構 (OECD)		○	
アルゼンチン	○	○	○								

- (※1) G20 メンバーのうち、「⑦」としているのは G7 メンバー。
(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広メンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われており、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとなっている。

II 主な議論

2019年10月にワシントン（アメリカ）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、グローバル・ステーブルコインに関してプレスリリースを発出し、以下の事項が合意された。

- 金融安定理事会（F S B）及び金融活動作業部会（F A T F）の中間報告¹を歓迎し、来年の最終報告を期待。さらに、通貨主権に係る問題等について、I M Fに検討を要請。
- グローバル・ステーブルコイン及びその他の類似の取組みが生じさせる政策・規制上の深刻なリスクは、サービス開始前に吟味され、適切に対処される必要がある。

参考：G7におけるステーブルコインに関する議論

G7においても2019年7月にシャンティ（フランス）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会合において、「規制・政策上の懸念・課題は、サービス開始前に対処される必要がある」とのメッセージ²を発出し、10月に諸課題を整理したG7作業部会の報告書³とともに、議長ステートメント⁴を公表した。

¹ 金融安定理事会（F S B）“ステーブルコインに関する規制上の課題” (<https://www.FS B.org/wp-content/uploads/P181019.pdf>)

金融活動作業部会（F A T F）“G20へのF A T F議長報告”

(https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20191021_2/3.pdf)

² 議長総括：7か国財務大臣・中央銀行総裁会議

(https://www.mof.go.jp/english/international_policy/convention/g7/g7_20190718.htm)

³ ステーブルコインに関するG7作業グループによる報告書

(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g7/cy2019/g7_20191017_02.pdf)

⁴ ステーブルコインに関するG7議長声明

(https://www.mof.go.jp/english/international_policy/convention/g7/g7_20191017_01.pdf)

2020年2月にリヤド（サウジアラビア）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融技術革新に関して以下の事項が合意された。

① 金融技術革新（暗号資産、グローバル・ステーブルコイン含む）

我々は、技術革新は、金融システム及びより広く経済に重要な便益をもたらし得るという我々の見解を再確認し、デジタル時代における規制・監督上の課題の枠組みを構築する取組みを支持する。そのため、我々は、Big Techの金融分野への進出の高まりに関連したインプリケーションを検討するために、関連する各金融規制基準設定主体も関与させながら、FSBの地域諮問グループを活用する包摂的なアプローチを歓迎する。我々はまた、FSBに、技術が可能とする規制・監督上の解決策（Reg TechやSup Tech）への異なるアプローチについて報告することを要請する。我々は、金融安定、消費者及び投資家保護、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策、及び通貨主権に係る問題などマクロ経済上のインプリケーションに関するリスクを含め、金融技術革新に伴う潜在的なリスクに引き続き警戒を続ける。2019年の首脳宣言を基礎として、我々は、最近採択された仮想通貨や関連業者に対する金融活動作業部会（FATF）基準を実施するよう各国に促す。我々は、リスクはサービス開始前に吟味され、適切に対処される必要があるとした、所謂‘グローバル・ステーブルコイン’とその他の類似の取組みに関する2019年10月の声明を再確認し、これらの取組みに関する規制上の提言を作成するFSBの取組みを支持する。このため、我々は、FSB、IMF、そしてFATFの報告を期待し、また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策の基準を適用するとのFATFの声明を歓迎する。我々は、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性を認識する。我々は、FSBに、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して、2020年10月までに、グローバルなクロスボーダー決済を改善するためのロードマップを作成することを要請する。

② 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強靱な金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の完全、適時かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。我々は、これらの規制改革の影響を引き続き評価し、「大き過ぎて潰せない」問題に対する改革の影響についてのFSBによる評価を期待する。我々は、ノンバンク金融仲介に関するものを含め、金融安定性に対する脆弱性と生じつつあるリスクについて、引き続き特定し、注視し、必要に応じ対処する。状況に応じ、マクロ・プルーデンス政策はツールキットの一部になりうる。我々は、規制・監督上の協力等により、意図せざる、悪影響をもたらす市場の分断に対処するべく、引き続き取り組む。我々はまた、サイバーの強靱性を高める努力を続け、サイバー攻撃への対応や復旧のための効果的な取組みに関するFSBのツールキットを期待する。我々は、コルレス銀行関係の解消の原因及

び結果と、銀行サービスへの送金業者のアクセスにかかる課題について、引き続き監視し、対処する。サステナブル・ファイナンスの動員、及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。F S Bは気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を行っている。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性を歓迎する。

③ 金利指標改革

我々は、市場が2021年末より前にL I B O Rから代替参照金利に移行する必要があることを強調する。したがって、広く利用されているL I B O R指標の見込まれている公表停止に対する関係者の準備が不十分であった場合に生じうるリスクを考慮すれば、この移行を成し遂げるため、公的部門による支援の下、民間部門による緊急の取組みが必要である。この移行までに残された時間の短さを考慮すれば、潜在的な金融安定リスクに対処するため、2020年中に大きな進捗が必要である。我々は、F S Bに対し、2020年7月までに指標の移行に関する残された課題を特定するとともに、それらに対処する方法を模索することを求める。

④ 金融包摂

我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I）が、特に女性や若者、中小企業といった、十分なサービスを受けられないグループに対するデジタル金融包摂を強調することを支持する。我々は、G P F Iの作業計画とその体制の簡素化の進捗を歓迎し、承認された2020年までのロードマップの通りに、そのT o R（付託事項）を更新することをG P F Iに要請する。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝搬（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

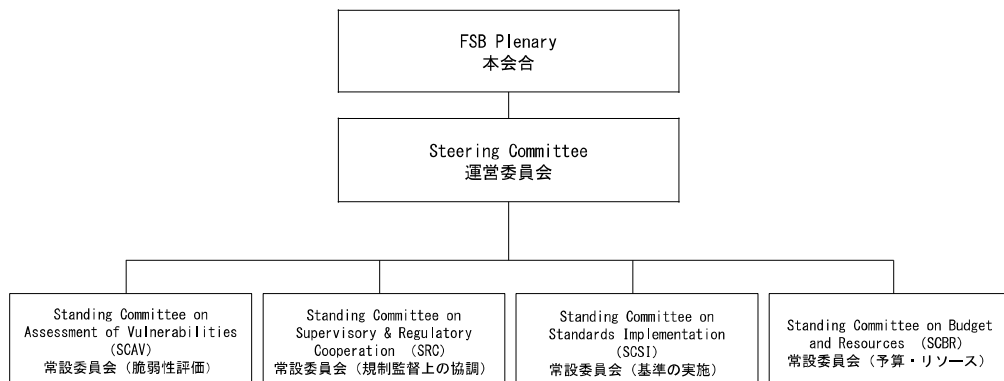
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調（SRC：Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会の議長に当庁の氷見野良三金融国際審議官（当時）が就任した。

金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 市場分断の回避

世界金融危機以降、G20 は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019 年日本議長国下の G20 財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定。委嘱を受けた FSB および IOSCO が同年 6 月 G20 に提出した報告書⁵に基づき、各主体において議論が進められており、同年 10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に作業状況が報告された⁶。具体的には、FSB は、FSB メンバー当局に加え、民間金融機関やアカデミア等が参加する資本と流動性の困込みに関するワークショップを同年 9 月に開催したほか、監督データの報告における共通要素の利用を含むその他の分断回避のアプローチを検討中。更に、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から、当局間の情報交換を促進するため施策のレポジトリを設置。IOSCO は、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020 年 6 月に報告書を公表した。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019 年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019 年 10 月、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020 年における FSB 等の更なる報告を求めることが合意された。その後、SRC にかかる常設委員会傘下の作業部会で作業が進められ、2020 年 4 月、規制・監督等に係る 10 の提言を含む市中協議文書⁷が公表された。

⁵ FSB Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

⁶ Updates on the Work on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/2019/10/updates-on-the-work-on-market-fragmentation/>)

⁷ FSB consults on regulatory, supervisory and oversight recommendations for “global stablecoin” arrangements
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/R140420-1.pdf>)

3. クロスボーダー決済効率化

2020年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済改善の必要性が指摘されたことを受け、FSBは、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。

FSBは、第一段階として、クロスボーダー送金の現状把握と課題の特定を行い、2020年4月に「クロスボーダー送金の改善－G20向け第一次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を公表。現在、CPMIでは、第二段階として2020年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出される「クロスボーダー送金の改善：グローバル・ロードマップの構成要素－G20向け第二次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を作成中。今後、FSBは、第三段階として、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出すべくグローバルなクロスボーダー送金を改善するためのロードマップの作成に取り組む予定。

4. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革が経済や金融システムにどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2019年10月のG20サミットで、第5次年次報告書を公表。その中で、Too-big-to-fail（TBTf）問題および店頭デリバティブ市場改革についての経過報告、ノンバンク金融仲介（NBF I）やレバレッジド・ローンおよび担保付ローン債務（CLO）、サイバーリスクなどについてのステータスレポートなどを行っている。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」を策定・公表。本枠組みに沿って、以下のような取り組みが行われている。

- 2018年11月のG20サミットで、「店頭デリバティブについて中央清算を行うインセンティブ」を公表
- 2018年11月のG20サミットに向け、金融規制改革の金融仲介機能への影響を評価する観点から、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表
- 2019年11月に「中小企業金融への規制の影響評価」を公表
- 2020年6月に「Too-big-to-fail（TBTf）問題への対処にかかる規制改革の影響評価」の市中協議を開始

5. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G：Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

銀行セクターについては、破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2018年6月、「ペイルイン実行に関するプリンシプル」及び、「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」が公表された。また、2019年7月には「T L A C基準の各国における実施状況の検証」が公表された。保険セクターや金融市場インフラ（F M I）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

6. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、F S Bは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

なお、2019年にバーゼルⅢ実施時期に合わせた提言実施期限の延期等が行われた。

7. 気候変動が金融に与える影響

2015年12月、F S Bにより、T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。T C F Dは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（T C F D提言）を公表した。2020年6月時点で、世界で1200以上の機関がT C F D提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、脆弱性評価に係る常設委員会の下で、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションについての調査が進んでいる。

8. F S Bピアレビュー

F S Bの基準の実施に関する常設委（S C S I）では、毎年テーマを選定し、全F S Bメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2019年4月に「銀行の破綻処理計画に関するピアレビュー」が公表され、2019年5月に「取引主体識別子の導入に関するピアレビュー」が公表された。

9. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML／CFT対策に係るコスト負担への懸念等に伴う、国際的な銀行のコルレス銀行業務からの撤退問題に関し、2016年2月に設置されたコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）において、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を進めている。2019年6月には、各国の取組みに係る第6回進捗報告書が公表された。また、2018年3月に報告書「送金業者の銀行アクセスに関するストックテイク」を公表し、19の提言を示した。2019年6月には、この提言に対する各国の取組みに係る進捗状況報告書を公表し、G20に提出した。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州： 英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア： 日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米： 米国、カナダ

中南米： ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他： オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

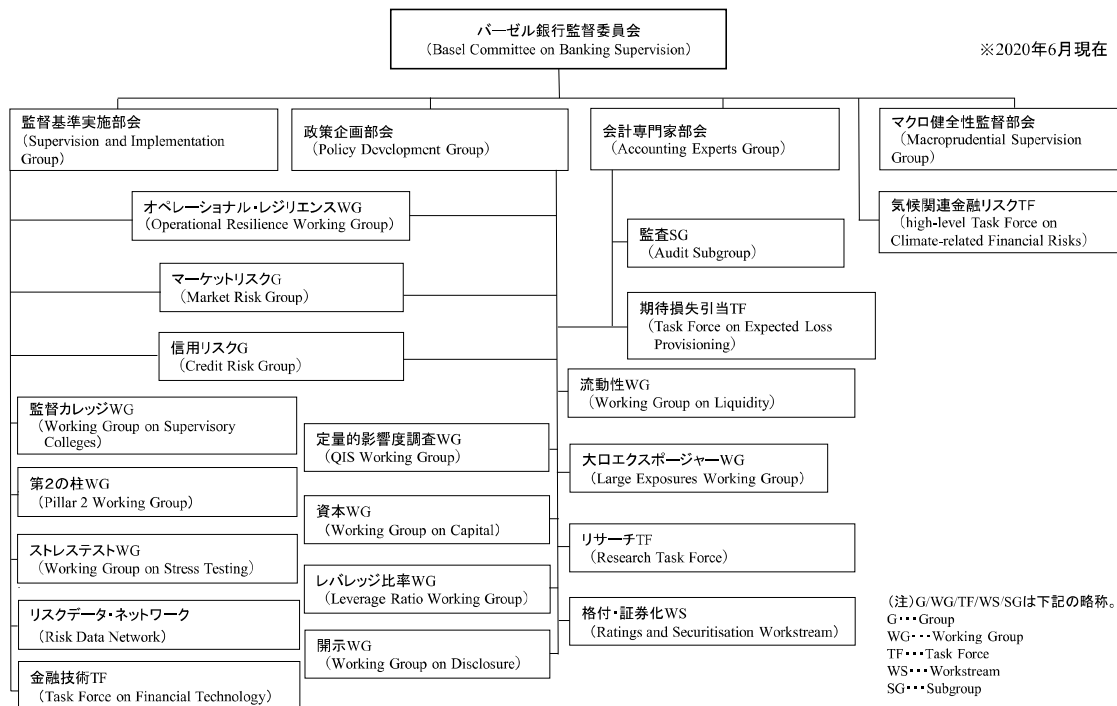
II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

1. バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の策定及び実施

2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010 年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013 年以降合意）が進められてきた。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、2022 年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020 年 3 月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を 1 年間延期（2023 年から実施）することが合意された。

バーゼルⅢ最終化の概要

- | | |
|---|---|
| <p>(1)信用リスクの標準的手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅企業向け債権(無格付)のリスクウェイト(RW)を引下げ(100%⇒85%)。 ・ 株式のRWを引上げ(100%⇒250%)。 <p>(2)信用リスクの内部モデル手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各銀行による内部モデルの利用範囲を制約。 ・ デフォルト確率等の自行推計値に下限を設定。 <p>(3)マーケットリスクの計測手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準的手法はリスク感応的となるよう再設計。 ・ 内部モデル手法は承認要件見直し等の抜本見直し。 <p>(4)CVA(信用評価調整)リスクの計測手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計やリスク管理実務を踏まえた枠組みへ見直し。 ・ 規模・特性等を踏まえた計測手法を用意。 | <p>(5)オペレーショナルリスクの計測手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部モデル手法を廃止し、新標準的手法へ一本化。 ・ 銀行のビジネス規模と損失実績を勘案。 <p>(6)資本フロアの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部モデルにより算出したリスクアセット(RWA)額は、標準的手法により算出したRWA額の72.5%を下限とする。 <p>(7)レバレッジ比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低水準は3%。ただし、G-SIBsに対しては一定の上乗せあり(邦銀の場合、0.5%~0.75%)。(大枠は国内実施済) |
|---|---|

$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{オンバランス・オフバランス資産の合計額}} \geq 3\%$
--

2. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された(2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表)。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている(資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施)。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされている。2018年7月に公表された改訂版選定手法は、2021年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が1年後ろ倒し(2022年~)されることになった。

3. その他

バーゼル委は、銀行が暗号資産を保有等した場合の規制・監督上の取扱いについて検討を行っており、2019年12月にディスカッション・ペーパーを公表した。

また、金利指標改革がバーゼル規制枠組みに与える影響をモニタリングしており、2020年2月及び6月に規制上の取扱いを明確化する文書を公表している。

その他、気候関連金融リスクに関するタスクフォースを新設しており、2020年4月にメンバー法域における気候関連金融リスクに関する取組みについてのサーベイ結果を公表した。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991 年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの 11 か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996 年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、IT の各分野の実務家会合が定期的に行われており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012 年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年 1 回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成される EMEAP-WGBS は年 2 回開催されており、現在、2 年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて226機関（2020年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2019年5月にシドニー（オーストラリア）で開催され、次回は、2020年11月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面で開催されるかは未定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに

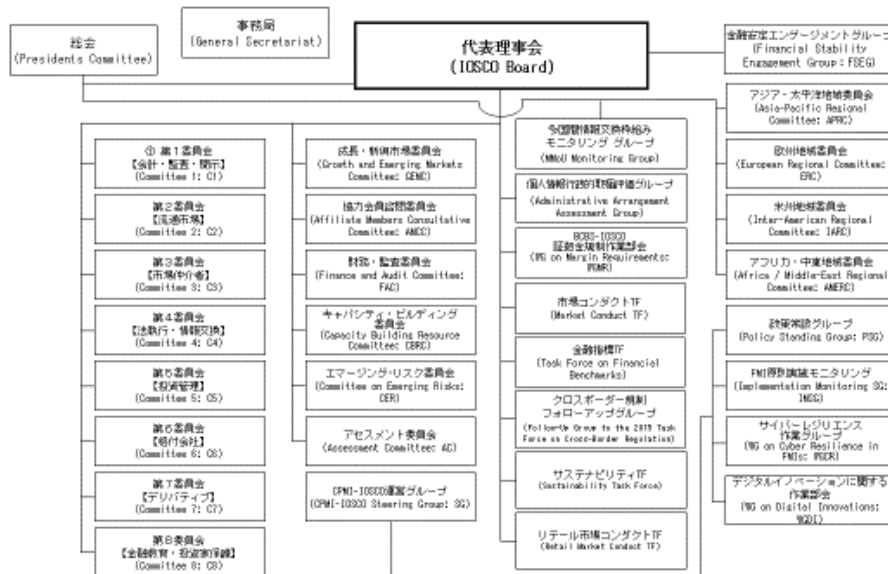
署名)。

II 組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) 組織図

(2020年6月時点)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対応や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。2020年6月に代表理事会議長・副議長の改選が行われたが、この際、FSBとの連携作業等に対応するため副議長を1名増員し議長・副議長3名の体制となった。議長は、香港証券先物委員会 (SFC) のオルダーCEOが再任（3期目）。副議長は、アメリカ商品先物取引委員会 (CFTC) のターバート委員長が新任。ベルギー金融サービス市場局 (FSMA) のセルベ委員長と、アラブ首長国連邦証券・金融商品機構 (SCA) のザビCEOの2名は再任された。いずれの任期も、2022年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia-Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会の対面会合は、原則年2回開催されている。APRCは32当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官(当時)が議長に就任し(任期2年)、2020年3月の議長選において、2020年6月から2年間の任期で議長に再任した。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。現在、地域内監督協力の強化、サステナブル・ファイナンス及びコンダクトリスク(有害だが合法的な行為など)の問題などについて議論を行っている。2019年10月には当庁においてAPRC会合を開催した。2020年の新型コロナウイルス感染症の影響を議論するため、2020年3月以降は、月に1回程度電話会合を開催している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(IOSCO・MMoUの推進)に取り組んでいる。近年は、G20サミットのマנדートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、グローバル・ステーブルコインやサステナブル・ファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。また、2020年3月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」を設置し、FSBと連携しながら、資本市場における金融安定リスクについて議論している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準(IFRS)の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準(ISA)等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020 年 1 月には協定世界時 (UTC) への同期に関する提言、2020 年 2 月には「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る考慮事項」と題する最終報告書、2020 年 5 月には金融市場におけるアウトソーシングに関連する原則の修正に係る市中協議文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2019 年 12 月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。2020 年 6 月には「市場仲介者と資産運用業者における人工知能 (AI) と機械学習 (ML) の利用に係るガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、IT の発展等を踏まえた法執行面での課題や、効果的な不正取引の抑止の手段、一般投資家向けオンライン勧誘・販売に係る各種リスクへの対応、海外在住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正や調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee 4 と同時に開催される IOSCO・MMoU 及び強化された MMoU (Enhanced MMoU: EMMoU) の審査グループ (SG) 会合において、IOSCO・MMoU 及び強化された EMMoU (Enhanced MMoU: EMMoU) への署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2019 年 12 月には、「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提言」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討

を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年 6 月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係る I O S C O の役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017 年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、2019 年 10 月、そのオープニングセレモニーが 3 年連続で東京で開催され、金融庁長官が開会挨拶を行った。また、2019 年 9 月には「金融のリテラシーに関するコアコンピテンシーのフレームワーク」と題する報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。毎年、Risk Outlook という形で I O S C O 内の各政策委員会及び地域委員会等において今後検討に値すると考える問題点を取り上げつつ、I O S C O 全体として優先的に取り組むべきリスクの特定作業を行っている。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会は I O S C O において策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。同委員会は、2019 年 9 月に、複雑な金融商品の販売に関する適合性要件に関するテーマ別レビューの最終報告書を公表し、我が国は、全ての審査項目に関して完全に適合すると判定された。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2020年6月末現在、124の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2020年6月末現在、14の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則。以下「GDPR」）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官（当時）が務めた（任期は2020年秋に予定されているIOSCO年次総会までの約2年）。

（注）水口MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任した。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明：ICOs（Initial Coin Offerings）に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。

15. ステ이블コインに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、フィンテックに関するIOSCOメンバー間の情報交換を目的としたフィンテック・ネットワークを設置しているが、ステ이블コインについての国際的な議論の高まりを受けて、2019年7月、フィンテック・ネットワーク下にステ이블コインについての作業部会を設置。グローバル・ステ이블コインに関する国際的取組みを支持するステートメント（2019年11月）及び適用されうるIOSCO原則に関する報告書（2020年3月）を公表した。

16. サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォースの設立

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブル・ファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブル・ファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成（2020年4月14日公表）。

同報告書では、今後IOSCOとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、同タスクフォースは2020年6月に設置された。当庁の池田CSFOがタスクフォースの中のESG格付部会の共同議長を務めている。

17. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

18. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、IOSCOは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官（当時）が共同議長を務めた。2019年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規

制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020年6月に報告書を公表した。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20財務大臣中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられているが、そのフォローアップとして、IOSCOは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020年6月に報告書を公表した。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靱性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。2020年5月にはFSBから「CCPの破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」の市中協議文書が公表された。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靱性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。報告書としては、2019年12月に「責務E：協調にかかる当局の経験について」が公表され、2020年6月には「清算機関のデフォルト処理オークションに関する論点」が公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2019年には、スイスおよび米国のレベル2評価報告書が公表された。なお、米国のレベル2評価報告書の評価チームは当庁の望月国際証券市場決済調整官がリードした。また、レベル1評価については、年次でデータベースの更新作業が行われている（最新版は2020年1月に更新）。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関（TR）へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI（固有取引識別子）及びUPI（固有商品識別子）の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1)UTI、(2)UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3)その他重要データ項目（CDE: Critical Data Elements）について技術ガイダンスとガバナンス（実施を効果的に行うための体制や役割等）の策定作業を進めてきた。

2019年10月にCDEのガバナンスに関する最終文書を公表した後、後述のFSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）に統合された。

2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）

当該作業グループ（GUUG）は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2018年1月にUTIガバナンス、2019年10月にUPIガバナンス、それぞれの最終文書を公表した後、UTI・UPI・CDEの暫定的なガバナンス主体として識別子全体のガバ

ナンスを担っている。

3. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009 年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表している。

直近では 2019 年 10 月に 2019 年版プロGRESSレポートを公表した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。2013 年 9 月に最終報告書を公表した後、2015 年 3 月、2019 年 7 月、2020 年 4 月に最終報告書の改訂を行っており、現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. 取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011 年の G20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013 年 1 月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014 年 6 月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

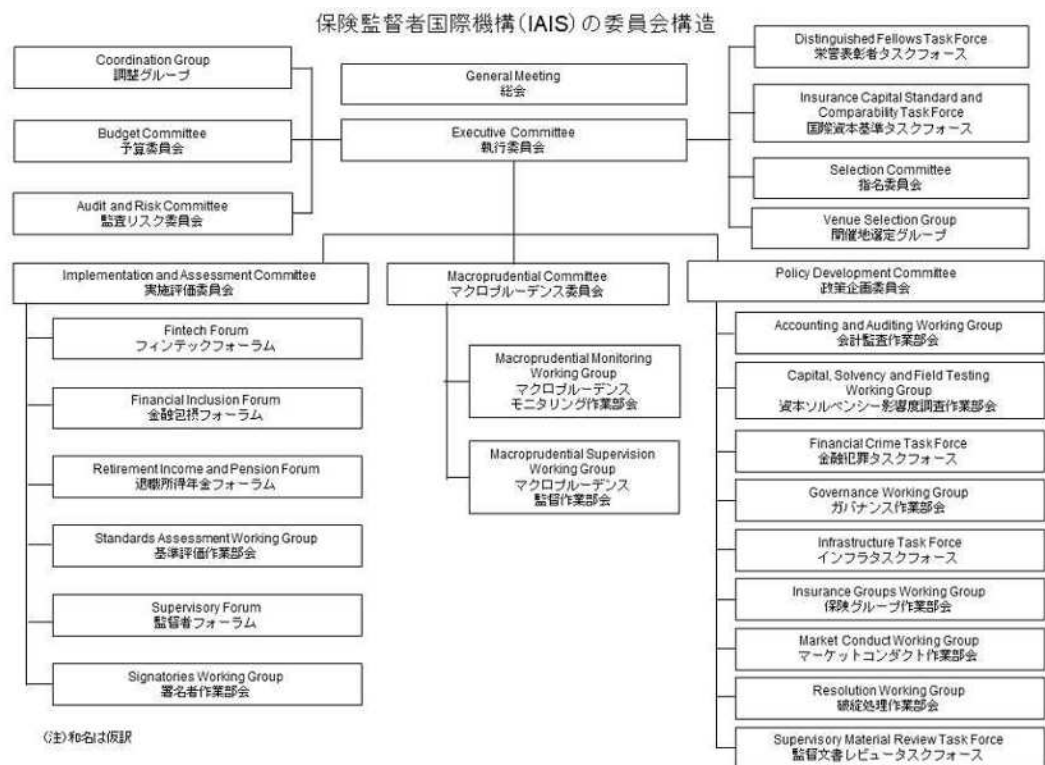
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛弾国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤー副会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定を担当している。

4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameや、保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み、グローバルな保険市場の動向に関する報告書などを担当している。

5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

III 主な議論

1. 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

(※) I A I G s を選定するベンチマークとして、「3 つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。I A I G s の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

2. I A I G s に適用される国際資本基準 (I C S : Insurance Capital Standard) の検討

I A I S は、2013 年より I A I G s に適用される I C S の開発に着手し、2017 年 7 月に拡大フィールドテストのための国際資本基準 (I C S Version 1.0) を公表し、2018 年 7 月に I C S Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のための I C S Version 2.0 に合意した。I C S Version 2.0 は、2020 年から 2024 年までの 5 年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会 (F S B) は、2013 年より 2016 年まで毎年、I A I S の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社 (G - S I I s) の選定手法に基づき、G - S I I s のリストを公表してきた (これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、I A I S は、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考 : アジア保険監督者フォーラム (A F I R、Asian Forum of Insurance Regulators)

A F I R は、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として 2005 年に発足した。金融庁は、A F I R の発足以来参画しており、近年では 2018 年 6 月の年次総会 (於香港)、2019 年 5 月の年次総会 (於マカオ) にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に6月現在39か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、総会の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。

- ① PDG（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG（International Cooperation and Review Group）：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG（Risk, Trends and Methods Group）：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG（Global Network Coordination Group）：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互

審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019年10月から11月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁に対してオンサイト審査を実施し、その後、オンサイト審査結果を踏まえた我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与にかかる現状、課題等について、FATF審査団との議論が続いているところである。

2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相互審査に関する手続きが一時停止し、採択が延期された（2020年12月現在、2021年6月会合での採択を予定）。なお、対日審査の結果によって、今後のFATFによるフォローアップの頻度・強度が決定される。

II 主な議論

1. 暗号資産・ステーブルコインに関する議論

FATFは、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても、各国の経験を踏まえて議論を行っている。

2018年10月、FATFは勧告を改定し、暗号（仮想通貨）資産を扱う事業者（暗号資産交換業者、ウォレット業者等）が、FATF勧告の対象に含まれることを明確化。具体的には、暗号資産を扱う事業者について、①これらをAML/CFT目的で規制し、②登録制又は免許制とし、③FATF勧告上の義務を遵守させることが必要とされた。FATFはさらに、同勧告の適用に際してAML/CFT等の具体的な義務を明確化するため、FATF勧告の解釈ノートを作成し、2019年6月のFATF全体会合にて合意・採択し、G20サミットに報告された。

暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話および基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリングのために、FATFの政策企画部会（PDG）傘下に2019年6月にコンタクト・グループが設立された。同グループ会合では、2019年8月から金融庁羽瀧国際政策管理官が共同議長を務め、いわゆる「トラベルルール」対応に向けたFATFと業界との建設的な対話を主導する等、暗号資産にかかるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク低減に向けた主導的な役割を果たした。また、暗号資産に関するFATF基準の採択から12か月の時点での官民の基準遵守状況の評価等を行う「12 month review 報告」（コンタクト・グループで作業・議論）について、6月FATF全体会合を経て、7月に公表された。なお3月、トラベルルールを議題とし、業界関係者や学識者等を招いて当庁主催でラウンドテーブル（非対面）を実施し、その成果をFATFにインプットするなど、12-month review 報告の内容の充実化に貢献した。

また、我が国では2019年10月までのG20議長国として、グローバル・ステーブルコインをFATFの検討アジェンダとして設定し、P2P取引（仲介業者を経由

しない個人間取引) のリスクの議論を主導、その成果を 2019 年 10 月の F A T F グローバル・ステーブルコインに関する声明、および G20 からの要請を受け F A T F が 2020 年 7 月に公表したステーブルコインについての報告書に反映させた。

2. その他の議論

F A T F 中国議長下 (2019 年 7 月～2020 年 6 月) では、F A T F 監督者フォーラムが初めて実施され、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止の観点から、各国の監督当局間の協力・連携の強化が図られてきた。また、「リスクベースでの監督」に関する追加ガイダンス策定に向けた作業が進んでいる。なお、2020 年 7 月以降のドイツ議長 (新議長より 2 年任期に変更) 下では、デジタルトランスフォーメーションを活用した AML/CFT の取組み、などが新たな優先課題として設定されている。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人財務省国際局長 兼 金融庁総合政策局が務めている。

（2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国の一つとして参加、2018年11月に報告書が公表された。

また、2019年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会合の開催に合わせ、OECD

Dとの共催で、コーポレート・ガバナンスに関するセミナーを実施した。

2. 保険・私的年金委員会（I P P C、Insurance and Private Pensions Committee）

（１）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（２）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブル・ファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（I P P C）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京で開催された（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所による共催）。第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催され、高齢化社会における私的年金の役割、アジアにおける自然災害リスクと保険、新興国における再保険の役割等について議論が行われた。2020年については、当初、インド・ハイデラバードで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、同年9月に延期された。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半

にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。2018年以降の対日4条協議報告書において、第3回FSAP報告書の勧告のフォローアップが実施されている。なお、日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

なお、義務的なFSAPは原則5年ごとの実施となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でスケジュールが後ろ倒しされることが決定されている⁸。

(※) 2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Maria Lucia Leitaó氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

⁸ Extension of Consultation Cycles Due to COVID-19 Pandemic
(<https://www.IMF.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2020/05/01/Extension-of-Consultation-Cycles-Due-to-COVID-19-Pandemic-49391>)

委員会	参加国	作業内容
第1 常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」を構築し、一般向け公表。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2 常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイディローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対応。2017 年 11 月に各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を、2019 年 2 月に監督上のガイドラインを公表した。 2019 年 4 月より、「貸出適切性評価（creditworthiness）」をテーマとし、代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象に調査・議論を実施。
第3 常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対応。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を 2018 年 1 月に公表した。
第4 常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	IT 技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてまとめた報告書を 2018 年 11 月に公表した。
第5 常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018 年 3 月に初会合を開催。金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、調査・議論を実施。
第6 常設委員会（SC6） 顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	2018 年 3 月に初会合を開催。金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、調査・議論を実施。